

令和8年度（2026年度）公立大学法人熊本県立大学障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針（以下「本方針」という。）を定める。

2 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準 該当生活介護事業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

3 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料品
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理・テープ起こし
- オ その他のサービス・役務

4 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、県を通じ、障害者就労施設等及びその供給可能な物品等に係る情報の収集を行うとともに、当該情報を学内で共有する。また、本学の物品等の調達のみならず、教職員等の親睦会等とも連携し、障害者就労施設等からの物品等調達に努める。

5 調達の実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績については、概要を取りまとめ、本学ホームページにより公表する。

6 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績を増やすよう、学内への周知を図る。